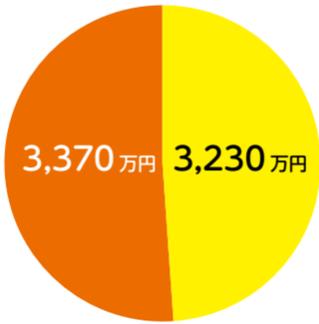


第2回

情報通信基盤施設利用に係る経費とその効果について

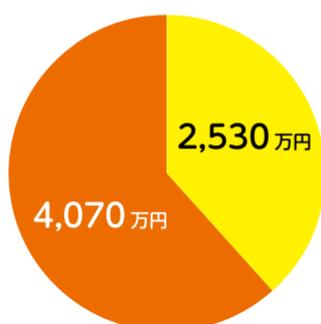
情報通信基盤施設利用で必要となる予算は年間6,600万円です。町と事業者との賃貸借契約期間は平成27年度から平成36年度までの10年間です。

施設利用料の内訳



- 行政情報配信に係る設備利用料(町の負担額)
- 行政情報受信に係る設備利用料(有料化した場合に利用者負担となる額)

財源の内訳



- 町の実質負担額
- 過疎債の借入による交付税措置(国からの補助)

過疎債(町の借金)は、住民の皆さんが将来にわたり安全に安心して暮らす事の出来るために必要な事業、つまり、公共の福祉向上のために必要な事業に使用することが出来ます。過疎債の借入額の70%は交付税措置(国からの補助)が受けられますが、過疎債の借入上限額は、国勢調査人口等によって算出されるため、今後高森町の人口がますます減少すると、借入の上限額が小さくなる、つまり、国からの補助額が小さくなることが予想されます。

情報通信基盤整備後の暮らしの変化

行政	T P Cでの正しい行政情報の発信と共有
教育	I C Tを活用した教育の推進
地上デジタル放送	難視聴地域の解消
防災	例) 総合防災情報配信システム、防災情報生放送
通信	例) 公衆無線LANスポット、ネット環境の向上
福祉	例) 高齢者見守りサービス
農業	例) ハウスの自動制御、水耕栽培
まちづくり	企業誘致には欠かせないインフラ整備としての情報通信基盤

このように、住民の皆さんの生活環境の向上に寄与しており、今後の情報化社会への対応基盤としての役割も担っています。

情報通信基盤整備事業における光ネットワークの役割については広報たかもり8月号に掲載します。

第1回

情報通信基盤導入に至った経緯や費用について

町は全世帯(全町民)が正しい情報を正確にかつ同時に情報共有できる事を目的とし、情報通信基盤(光ファイバー網)整備事業を実施しました。

光ファイバー網は都市部では民間事業者が参入し、整備していますが、高森町のような中山間地域の過疎地域では採算性の問題で民間事業者の参入が見込めない状況です。そこで、高森町では整備費を民間事業者に補助し、整備された設備について、10年間の賃貸借契約を結ぶことで、民間事業者(光ネットワーク株)の参入を実現しました。このような民設民営方式は全国でもめずらしい整備方式です。

また町では、町内全ての住宅・事業所の軒先までくまなく光ファイバーを引込むことにより、地域間での情報格差が生じることなく、全世帯(全町民)が正しい情報を正確にかつ同時に情報共有することが可能になっています。

こうした特徴をもつ整備方式を「高森方式」と呼んでいます。

メリット

- 民間事業者新設により、固定資産税など町税収の増加、地元住民の雇用の創出
- 事業にかかる費用負担は全て民間事業者(施設の運営・維持管理・器機更新等)
- 民間事業者のノウハウや専門知識を最大限に活かした施設の設計や運営・維持管理

デメリット

- 民間事業者が倒産等により事業の継続ができなくなるリスクがある
- ※提言2で事業者は事業経営基盤を安定させて、提供サービスの充実及び長期にわたる安定的な事業継続を図ることとされました。

情報通信基盤整備事業費内訳

平成25・26年度

総事業費 **12.1** 億円

《負担内訳》

- 事業者 (光ネットワーク株) **2.8** 億円
- 高森町 交付税による措置 **6.1** 億円
- 国からの補助 地域の元気臨時交付金 **0.5** 億円
- 一般財源(町実質負担額) **2.7** 億円